

平成29年6月8日

株主各位

会社名 関西ペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 石野 博
(コード番号4613 東証第1部)
問合せ先責任者 取締役常務執行役員 浅妻 慎司
(TEL 06-6203-5531)

当社第153回定時株主総会 第2号・第7号議案に係る補足説明

本年6月29日に開催予定の当社第153回定時株主総会に上程しております、第2号議案「定款一部変更の件」、第7号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続承認の件」につき、既に招集ご通知にてお知らせの通りであり、重ねてのご説明ではございますが、株主の皆様におかれましてはその背景とともに、より深くご理解いただくため、以下の通り補足説明申し上げます。

記

1. 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款においては、当社取締役の任期は2年となっているところ、これを1年に短縮するための定款一部変更であります。株主様のご意向をより反映させやすくすることを企図するもので、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目指すものであります。

2. 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続承認の件

本総会において、有効期限満了を迎えるため、更新をお願いするものであります。現行の対応方針からは大きく2点の変更を加えることとしております。

変更点1：本対応方針を発動するにあたり、取締役会の恣意性を排除するため、**発動要件をいわゆる高裁四類型と強圧的二段階買収に限定**することとしました。

変更点2：**大規模買付者に対し、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行うことは一切いたしません。その旨をあらためて明記**いたしました。

もとより、当社は、大規模買付け行為に対し、そのすべてを否定するものではありません。しかしながら、現在の塗料業界の事業環境において、当社の保有する資産、ノウハウ、取引関係を毀損し、その結果当社の利益の源泉が損なわれるような事態、ひいては株主様へ還元するべき利益の源泉が損なわれるような状況が引き起こされないとはいえ切れず、本対応方針を継続するものであります。当社の中長期的な成長と株主様の利益の確保のためにも、株主の皆様におかれましては、その背景につきご理解をいただきたいと存じます。

3. 株主様との対話について

第2号議案の上程、及び第7号議案における従来との変更点につきましては、当社と株主様との対話を通じ、当社の考え方と株主様のご意向を可能な限り近づけるべく検討した結果であります。

株主様のご意向を全て受け入れるものではありませんが、対話でお示しいただいたことについては真摯に検討し、コーポレートガバナンスの強化につなげるとともに、株主様との対話がより建設的なものとなりますよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、これらの背景をご理解のうえ、各議案につきましてもご承認いただきたく、引き続きご支援たまわりますようお願い申し上げます。

以上